



Title	明代州県政治体制研究
Author(s)	栢, 華
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41179
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	栢 華
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 7 7 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平成11年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第2項該当
学 位 論 文 名	明代州県政治体制研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 濱島 敦俊
	(副査) 教 授 片山 剛 助教授 荒川 正晴

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、中国の地方行政の基本単位であった州・県について、特に明代に焦点を据えて考察したものである。まず明代に存在した州県の中で、特に漢民族の本来の居住地域に絞って、新設・改置の背景と効果、さらに領域がどのようにして設定されるかを検討した。続けて各州県衙門の長官（知県・知州）から最下位の衙役まで、定員として配置される、もしくは事実上存在した構成人員を分析した。例えば、清代の常識に従って刑獄を担当する四等官と考えられてきた「典史」は、実は「幕職」とも称され、長官の公的スタッフであったが、明代後期に司法専門の属官に変化すること、それと同時期に知県の私的スタッフとして、清代には必須の存在であった「幕友」が出現することを解明するなど、多くの発見がなされている。

官衙内部の人員構成の考察と関連しつつ、州県の衙門の配置プランの規範の変化、及びその象徴的意味が解析される。明代の衙門建築が、いくつかの時期区分を以て変化する趨勢も同時に確認され、例えば上掲の幕友の出現も衙門プランの変化と連動することが論証される。中央集権的官僚制においては、文書制度が重要な意味を持つが、知県等が上行・平行・下行に、どのような文書を用いていたか考証した。さらに州県官への賞罰制度を詳論した。

以上、“制度”に関わる考察に続けて、州県政治の実際が、特に長官をめぐる政治環境を軸に分析される。広大な中国に無数に存在する州県行政については、当然に制度・規範が存在するが、現実の施政は、所謂「人治」に依る所が大きく、上官・下僚との親疎、そして現地有力者・民衆の存在様式、さらに本人の思考等に因って、さまざまな態様を示す。この見地から、最後に、上下・左右の人間関係の側面から、具体的な詳察を行っている。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

古く春秋戦国期より現代まで、州・県は中国の地方行政の基本単位であり、従って、各時代について多くの研究者が考察を加えてきた。社会・経済や政治の全システムが大転換を遂げた所謂「唐宋変革」以降については、唐宋の変遷を念頭に宋代について、また豊富な関連史料の残存の故に清代について、研究が蓄積されたが、明代についての包括的研究は皆無であり、従来、殆ど清代からの類推で語られてきた。本論文がまず高い評価を受けるのは、この未解明の領域に取り組んだことである。提示された新知見については、既に前項で幾つかを紹介したが、従来の疑問点、

あるいは推測のみで語られてきた点で解明されたものが少なくなく、学界に大きく寄与するものである。静態的な制度の考察に加えて、人間的・心理的側面から分析がなされていることも本論文の独自性を示すものである。

同時にこの包括的考察が含む問題点も指摘しておかねばならない。第一に、先行研究の整理が十分とはいえない箇所がいくつか存在する。第二に、可能な限り全体を論じようとする姿勢がもたらす、論理の希薄化もいくつか見出される。以上二点は、実は、現代大陸中国の歴史学界の特徴であり、申請者がその克服に努めた痕跡は十二分に読みとれるが、未だ完璧たり得ず、今後の公刊に際しては補わるべき点である。第三に、明代後期の変化を多く指摘するが、学界で定説となった十六世紀の大変動－商業化－との連関が、より積極的に論理構成に組み込まれるべきであった。

しかしながら、これらの瑕瑾は本論文の達成した成果を損なうものではない。よって本研究科委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい内容を有するものと認定する。